

川越市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

【中間年改定 ~~素案版~~ (案)】

見え消し版

平成30年3月

川越市

~~平成29年11月現在~~

目次

第1章 計画改定にあたって	1
1. 実施の背景	
2. 改定期間	
3. 改定の位置付け	
4. 改定内容	
第2章 子どもの貧困対策について	2
1. 子どもの貧困とは	
2. 対策推進の現状	
3. 貧困 対策の方向性	
第3章 児童数の将来予測改定 に引きず	4
第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策改定	6
第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策改定	8
1. 利用者支援事業	
2. 時間外保育事業（延長保育事業）	
3. 放課後児童健全育成事業	
4. 子育て短期支援事業	
5. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）	
6. 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	
7. 地域子育て支援拠点事業	
8. 一時預かり事業	
9. 病児保育事業等	
10. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
11. 妊婦健康診査	
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
量の見込みと確保量改定（一覧）	17
第6章 子ども・子育て支援の取組・事業改定 に引きず	18
第7章 資料編	19

第1章 計画改定にあたって

1. 実施の背景

川越市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）における審議を経て、平成27年3月に策定されました。

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めており、内閣府より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、策定時以降の状況の変化に合わせ量の見込み等を適宜見直すこととなっており、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に基づき、計画の中間年にあたる平成29年度に見直し作業を行い、本計画を改定するものです。

2. 改定期間

計画期間の後期にあたる平成30年度、平成31年度の2年間とします。

※平成31年（2019年）5月より、新元号が施行される予定です。

3. 改定の位置付け

本改定は現事業計画を見直し、その改定部分のみを記載したものとなります。

4. 改定内容

（1）子どもの貧困対策について（新規掲載）

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱制定を踏まえ、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困に関する事項を本事業計画に位置付けます。

（2）児童数の将来予測改定（現事業計画第2章参照）

平成29年1月1日を新たな基準日として、平成30年以降の児童数の将来予測値を算出しています。

（3）教育・保育の量の見込みと確保方策改定（現事業計画第4章参照）

当初策定した量の見込みと実績数に乖離が見られるため、教育・保育の量の見込みの見直しを行い、新たに確保方策を定めます。

（4）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策改定

（現事業計画第5章参照）

児童数の将来予測値の見直し及び教育・保育の量の見込みと確保方策の見直しを踏まえ、地域子ども子育て支援事業における各事業の量の見込みと確保方策について実績値の推移を踏まえ見直します。

（5）子ども・子育て支援事業の取組・事業改定（現事業計画第6章参照）

掲載事業の118事業について、実績値や現状に合わせた目標事業量等を見直しを行います。また、計画策定時以降開始された事業や計画期間中に実施が見込まれる事業について、掲載事業として追加し、計画の効果をもさらに高める内容に改めます。

第2章 子どもの貧困対策について

1. 子どもの貧困とは

国の国民生活基礎調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を子どもの貧困率（※）として示しています。（表10）平成6年頃から子どもの貧困率は概ね上昇傾向にあり、平成27年には子どもの約7人に1人が相対的貧困状況の暮らしを余儀なくされています。貧困による影響は、高等教育機会の減少や、子どもの能力開発の低下を招き、大人になっても低所得や生活困窮状態にならざるをえない、いわゆる貧困の連鎖を招きやすいとされています。

相対的貧困とは

社会において「当たり前」の生活が営めない状態とされています。普通の家庭では当たり前に行えることが、相対的貧困の家庭では当たり前でなくなる「格差」が問題となっています。以下はその一例です。

- 学力があるのに学費が負担できず進学できない。
- 運動部に入りたいのに道具などが買えずにあきらめる。
- 習い事や塾に行けない。
- 修学旅行に行けない。
- 誕生日、クリスマス、家族旅行などイベントができない。

表10 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	（単位：万円）										
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

（平成28年度厚生労働省「国民生活基礎調査」より）

未来を担う子どもの将来は、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、対策を総合的に推進する必要があります。

※子どもの貧困率・・・17歳以下の子どもの全体に占める、貧困線（（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）の中央値の半分））未満の17歳以下の子どもの割合。平成27年の日本の貧困線は122万円、子どもの貧困率は13.9%。

2. 対策推進の現状

子どもの貧困率が拡大している状況を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策推進法」）が平成26年1月に施行され、同法に基づき平成26年8月には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市においても、同法の基本理念に則り、すでにひとり親世帯等や生活保護受給世帯の児童を対象にした学習支援事業の新規実施、就学援助の拡充やスクールソーシャルワーカーの増員などに取り組んできました。しかし、貧困家庭の潜在化などの課題があり子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成29年4月に川越市子どもの貧困対策推進検討会議を設置し、対策の検討を進めています。



（内閣府ホームページより）

3. 貧困対策の方向性

川越市子どもの貧困対策推進検討会議等での検討を踏まえ、本市では以下の支援の充実を図ってまいります。

- ・ 教育支援の充実
- ・ 生活支援の充実
- ・ 就労支援の充実
- ・ 経済的支援の充実

その他、本市の子どもの貧困における適切な実態把握や支援のニーズ把握のため、実態調査の実施について検討を進め、実施効果の高い事業や施策を行うこととします。また、教育分野・福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力のもと、支援体制の整備ネットワークの構築を進め、地域の実情に即した効果的な施策の推進に取り組みます。

第3章 児童数の将来予測改定について

今回の改定にあたり、本計画策定時の児童数の推計値と実績値に乖離が見られたため、今後の適切な施設の整備や事業の見込み量を設定するための基礎となる、児童数の推計値を再計算することとしました。

平成29年1月1日の住民基本台帳の年齢別人口を基準に、コーホート変化率法を用いて平成30年から32年までの推計値を算出しました。

【改定後】

単位：人

	実績値										推計値		
	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年
総人口	334,580	337,087	339,811	342,671	344,900	346,739	348,595	349,378	350,223	351,654	352,776	353,651	354,331
0歳	2,755	2,691	2,778	2,923	2,877	2,873	2,976	2,760	2,658	2,723	2,514	2,432	2,368
1・2歳	5,611	5,822	5,881	5,871	6,031	6,109	6,071	6,052	5,888	5,635	5,597	5,448	5,146
3～5歳	8,807	8,662	8,720	8,895	9,069	9,239	9,286	9,270	9,221	9,149	8,996	8,761	8,573
小計	17,173	17,175	17,379	17,689	17,977	18,221	18,333	18,082	17,767	17,507	17,107	16,641	16,087
0歳～17歳	54,028	54,378	54,699	54,913	55,173	55,276	55,442	54,958	54,658	54,470	54,081	53,695	53,175
18歳以上	280,552	282,709	285,112	287,758	289,727	291,463	293,153	294,420	295,565	297,184	298,695	299,956	301,156

【改定前】

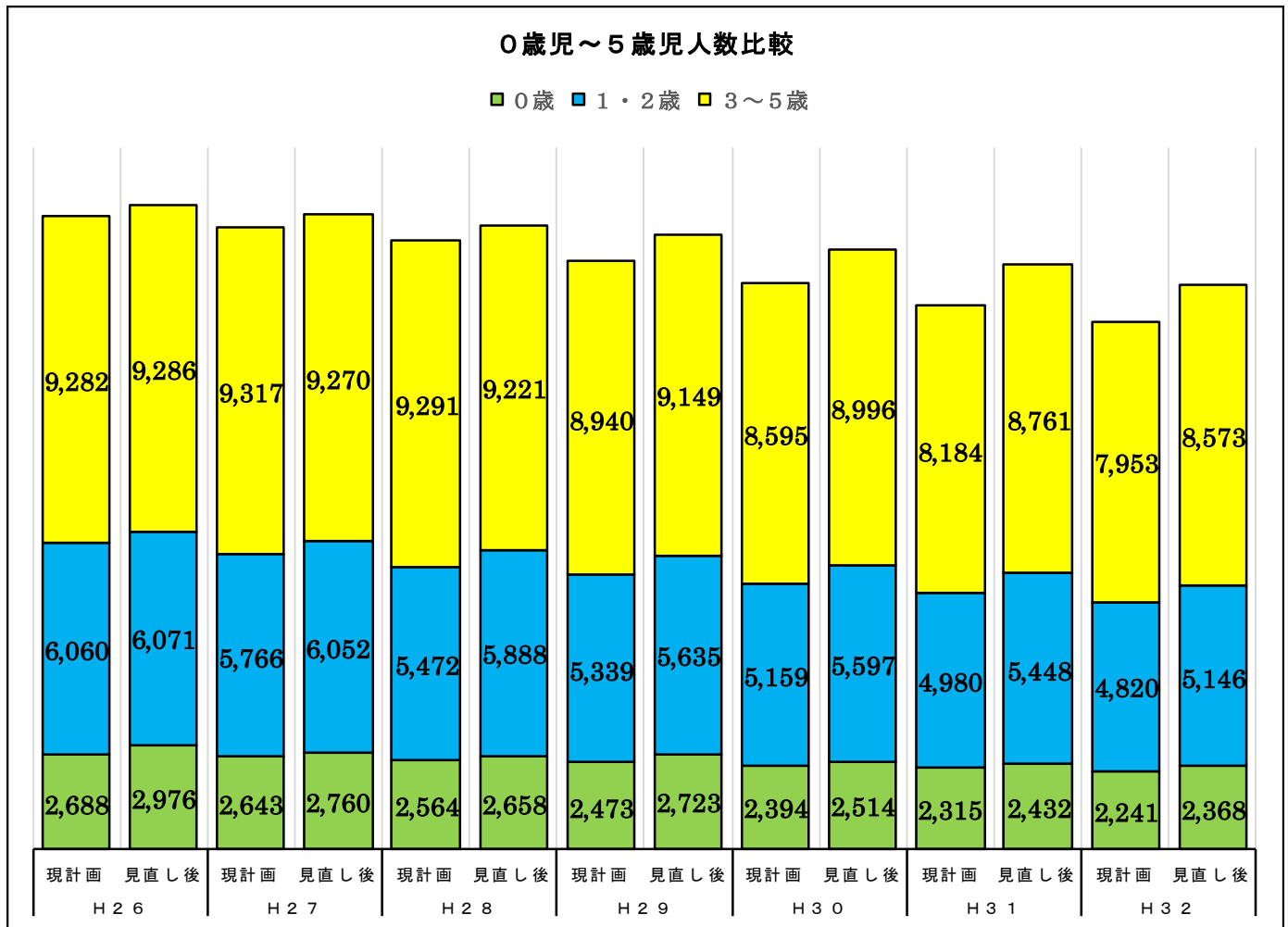
単位：人

	実績値						推計値						
	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年
総人口	334,580	337,087	339,811	342,671	344,900	346,739	348,024	348,368	348,798	348,801	348,617	348,168	347,508
0歳	2,755	2,691	2,778	2,923	2,877	2,873	2,688	2,643	2,564	2,473	2,394	2,315	2,241
1・2歳	5,611	5,822	5,881	5,871	6,031	6,109	6,060	5,766	5,472	5,339	5,159	4,980	4,820
3～5歳	8,807	8,662	8,720	8,895	9,069	9,239	9,282	9,317	9,291	8,940	8,595	8,184	7,953
小計	17,173	17,175	17,379	17,689	17,977	18,221	18,030	17,726	17,327	16,752	16,148	15,479	15,014
0歳～17歳	54,028	54,378	54,699	54,913	55,173	55,276	55,196	54,717	54,454	53,978	53,447	52,848	52,161
18歳以上	280,552	282,709	285,112	287,758	289,727	291,463	292,828	293,651	295,344	294,823	295,170	295,320	295,347

【改定前との差】

単位：人

	実績値										推計値		
	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年
総人口	0	0	0	0	0	0	571	1,010	1,425	2,853	4,159	5,483	6,823
0歳	0	0	0	0	0	0	288	117	94	250	120	117	127
1・2歳	0	0	0	0	0	0	11	286	416	296	438	468	326
3～5歳	0	0	0	0	0	0	4	▲ 47	▲ 70	209	401	577	620
小計	0	0	0	0	0	0	303	356	440	755	959	1,162	1,073
0歳～17歳	0	0	0	0	0	0	246	241	204	492	634	847	1,014
18歳以上	0	0	0	0	0	0	325	769	221	2,361	3,525	4,636	5,809



上のグラフは、平成26年度以降の現計画と見直し後の0歳児～5歳児の人数をグラフに示したものです。各年度とも現計画よりも見直し後の人数の方が多くなっており、全体的な傾向としてはどの階層でも緩やかに減少傾向にあります。

コーホート変化率法とは・・・過去における実績人口の動勢から変化率を求め、その変化率を用いて将来人口を推計する方法。n歳が(n+1)歳になるときの人口の増減率を仮定値として推計する。0歳は、15～49歳女性の5歳階級別出生率を基に算出。

今回の推計は、比較的近い将来の人口であり、近い過去及び近い将来にも特殊な人口変動が予想されにくいことから、実績値に基づき上記の手法により推計しました。

第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策改定

【改定後】

量の見込み・確保内容・実施時期	平成27年度(実績)					平成28年度(実績)				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	5,753	551	2,250	288	1,608	5,639	548	2,405	291	1,763
(他市町の子ども)※1		679	14	3	12		664	13	4	6
(A)量の見込み計		6,983	2,264	291	1,620		6,851	2,418	295	1,769
確保方策	特定教育・保育施設 (他市町の子ども)※	0	2,350	285	1,141	148	2,477	304	1,253	
	確認を受けない幼稚園 (他市町の子ども)	6,686	-	-	-	6,401	-	-	-	-
	特定地域型保育事業 (他市町の子ども)※	679	-	-	-	664	-	-	-	-
	他市町の施設利用※2	-	-	41	133	-	-	59	205	
		-	-	(0)	(3)	-	-	(1)	(0)	
	(B)確保方策による確保量計	531	33	1	17	576	28	1	15	
(B)-(A)		7,896	2,383	327	1,291	7,789	2,505	364	1,473	
(B)-(A)		913	119	36	-329	938	87	69	-296	

※上段施設の数値に含まれる

【改定前】

量の見込み・確保内容・実施時期	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	5,760	961	2,326	617	2,002	5,747	960	2,314	586	1,903
(他市町の子ども)※1		643	10	-	2		643	10	-	2
(A)量の見込み計		7,364	2,336	617	2,004		7,350	2,324	586	1,905
確保方策	特定教育・保育施設 (他市町の子ども)	0	2,125	323	1,316	373	2,178	374	1,473	
	確認を受けない幼稚園 (他市町の子ども)	0	10	-	2	51	10	-	2	
	特定地域型保育事業 (他市町の子ども)	6,827	-	-	-	6,393	-	-	-	-
	他市町の施設利用※2	643	-	-	-	592	-	-	-	-
		-	-	58	118	-	-	82	164	
	(B)確保方策による確保量計	513	18	-	6	513	19	-	5	
(B)-(A)		7,983	2,153	381	1,442	7,922	2,207	456	1,644	
(B)-(A)		619	-183	-236	-562	572	-117	-130	-261	

当初計画では平成29年度に2号・3号の確保量を充足し、待機児童解消を図ることとしていましたが、認定児童数の増加により平成29年度現在、解消を図る見込みがないことから、平成30年度以降、新たに2・3号認定の量の見込み及び確保量について設定し、平成31年度に待機児童が解消する計画に改めます。

1号・2号(学校教育)認定

量の見込み：1号（1号認定数＋幼稚園在籍数－一時預かり利用児童数－預かり保育利用児童数）に2号学校教育（一時預かり利用児童数＋預かり保育利用児童数）を加えて算出しました。平成30年度の量の見込みについては、改定後の児童数推計値に平成29年度の支給認定割合66.0%を乗じて算出し、新設予定認定こども園2園（1号定員合計30人）を加え、また他市町の子ども数を加え算出しました。平成31年度1の量の見込みについては、支給認定割合を乗じて算出した値に、幼稚園からの移行予定認定こども園2園の在籍数や1号定員を加算減算するなどの調整をして算出しました。

確保方策：平成30年度については、新設予定認定こども園2園（1号定員合計30人）を加え算出しました。平成31年度については、幼稚園からの移行予定認定こども園2園（1号定員合計198人）を加え、幼稚園の認可定員を減じるなどの調整を加えて算出しました。

単位：人

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
5,497	541	2,516	395	1,909	5,434	533	2,618	417	2,104	5,190	502	2,690	455	2,250
	644	13	4	6		644	13	4	6		644	13	4	6
	6,682	2,529	399	1,915		6,611	2,631	421	2,110		6,336	2,703	459	2,256
	171	2,627	338	1,342		201	2,731	350	1,396		399	3,081	413	1,677
	(40)	(13)	(3)	(6)		(40)	(13)	(3)	(6)		(40)	(13)	(3)	(6)
	6,286	-	-	-		6,286	-	-	-		5,831	-	-	-
	644	-	-	-		644	-	-	-		644	-	-	-
	-	0	72	269		-	0	93	332		-	0	93	561
	-	(0)	(1)	(0)		-	(0)	(1)	(0)		-	(0)	(1)	(0)
	551	34	7	18		551	34	7	18		551	34	7	18
	7,652	2,661	417	1,629		7,682	2,765	450	1,746		7,425	3,115	513	2,256
	970	132	18	-286		1,071	134	29	-364		1,089	412	54	0

単位：人

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
5,530	924	2,226	572	1,858	5,317	889	2,141	553	1,795	5,061	847	2,034	531	1,728
	643	10	-	2		643	10	0	2		643	10	0	2
	7,097	2,236	572	1,860		6,849	2,151	553	1,797		6,551	2,044	531	1,730
	512	2,208	384	1,493		512	2,128	363	1,434		512	2,044	350	1,361
	52	10	-	2		52	10	-	2		52	10	-	2
	6,254	-	-	-		6,254	-	-	-		6,254	-	-	-
	591	-	-	-		591	-	-	-		591	-	-	-
	-	-	194	383		-	-	194	383		-	-	194	383
	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-
	513	18	-	5		513	18	-	5		513	17	-	5
	7,922	2,236	578	1,883		7,922	2,156	557	1,824		7,922	2,071	544	1,751
	825	0	6	23		1,073	5	4	27		1,371	27	13	21

2号(左記以外)・3号認定

量の見込み：平成27～29年度の量の見込み実績について、「保育所等利用待機児童数調査」の「申込児童数」を2号、3号の各区分に積算しました。平成30年度以降の量の見込みについては、改定後児童数の推計値における平成27～29年度の2号・3号の各区分の割合を算出し、その割合の平均値を平成29年度以降毎年度上昇していく仮定で児童数の推計値に乗じて算出しました。

	0歳児	1・2歳児	3～5歳児
児童数における必要量の占める割合の上昇%の平均値	2.10%	3.70%	1.60%

		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計
平成30年度	H30児童数推計値	2,514人	5,597人	8,996人	17,107人
	児童数に占める必要量の割合	16.6%	37.6%	29.1%	
	H30必要量見込み	417人	2,104人	2,618人	5,139人
平成31年度	H31児童数推計値	2,432人	5,448人	8,761人	16,641人
	児童数に占める必要量の割合	18.7%	41.3%	30.7%	
	H31必要量見込み	455人	2,250人	2,690人	5,395人

確保方策：平成27年度・28年度実績については、保育所等の定員数を積算しました。平成29年度以降の見込みについては、事業者から施設整備の相談のあるもの、公募等により整備を計画しているものを積算しました。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策改定

子ども・子育て支援法第59条で実施が定められている地域子ども・子育て支援事業（以下「13事業」という。）については、実績値等の状況を踏まえて改定を行います。実績値と見込み量に乖離がある事業や、児童数推計を見直すことにより見込み量の算出に影響がある事業については、平成30年度以降の見込み量と確保方策について適切に見直します。

13事業のうち、今回改定を行う事業は以下のとおりです。

事業No.

1. 利用者支援事業
2. 時間外保育事業（延長保育事業）
3. 放課後児童健全育成事業
4. 子育て短期支援事業
5. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）
6. 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業
7. 地域子育て支援拠点事業
9. 病児保育事業等
10. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
11. 妊婦健康診査
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

以下では、事業ごとに改定前後の表を示していきます。

1. 利用者支援事業

<事業の概要>

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

<平成28年度の実績>

3箇所（基本型1箇所、特定型1箇所、母子保健型1箇所）

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	3箇所	3箇所
確保方策 (B)	—	—	—	3箇所	3箇所
(B) - (A)	—	—	—	0箇所	0箇所

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策 (B)	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
(B) - (A)	-1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

平成28年度3箇所を開設しました。当初見込み量をすでに満たしましたが、今後の整備計画を見据え、見込み量・確保方策ともに整備済みの3箇所に設定します。

2. 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業の概要>

保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。対象児童…小学校就学前子ども

<平成28年度の実績>

実施箇所 48箇所
年間実利用児童数 1,707人

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	2,059人	2,445人
確保方策 (B)	—	—	—	2,059人	2,445人
(B) - (A)	—	—	—	0人	0人

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	1,921人	1,875人	1,814人	1,750人	1,676人
確保方策 (B)	1,921人	1,875人	1,814人	1,750人	1,676人
(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

児童数推計の見直しにより保育所等の整備の拡充に併せ、平成30年度以降の量の見込みを上方修正し、見込み量をすべて確保できる計画へ変更し事業の推進を図ります。

3. 放課後児童健全育成事業

<事業の概要>

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。対象児童…小学生

<平成28年度の実績>

市内32学童保育室及び民間放課後児童クラブ1室計33室
低学年 1,881人
高学年 452人 合計 2,333人

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(A) 量の見込み (1~3年生)	—	—	—	2,133人	2,135人
(A) 量の見込み (4~6年生)	—	—	—	617人	665人
(A) 合計	—	—	—	2,750人	2,800人
(B) 確保量 (1~3年生)	—	—	—	2,784人	2,919人
(B) 確保量 (4~6年生)	—	—	—	713人	738人
(B) 合計	—	—	—	3,497人	3,657人
(B) - (A)	—	—	—	747人	857人

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(A) 量の見込み (1~3年生)	1,802人	1,819人	1,823人	1,834人	1,820人
(A) 量の見込み (4~6年生)	652人	652人	660人	671人	672人
(A) 合計	2,454人	2,471人	2,483人	2,505人	2,492人
(B) 確保量 (1~3年生)	1,901人	1,952人	1,978人	1,987人	1,996人
(B) 確保量 (4~6年生)	618人	664人	710人	783人	803人
(B) 合計	2,519人	2,616人	2,688人	2,770人	2,799人
(B) - (A)	65人	145人	205人	265人	307人

利用実績が量の見込みを上回るため、実績の推移を見込んで低学年児は上方修正を、高学年児は下方修正を行い、併せて確保量についても修正を行います。また、平成28年度から民間学童保育施設1箇所の開設に伴い、平成30年度以降、市内学童保育室の数値に1箇所を加えた計画へ修正し、併せて量の確保に努めます。

4. 子育て短期支援事業

トワイライトステイ事業

<事業の概要>

保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業です。対象児童年齢 3歳～9歳

<平成28年度の実績>

利用世帯	9世帯
実利用者数	10人
延べ利用者数	317人

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	320人日	320人日
確保方策 (B)	—	—	—	1箇所	1箇所

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	190人日	190人日	190人日	190人日	190人日
確保方策 (B)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

利用実績が量の見込みを上回ったため平成30年度以降の量の見込みについて実績に基づく上方修正を行い、併せて事業の推進を図ります。

ショートステイ事業

<事業の概要>

保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業です。対象児童年齢 3歳～9歳

<平成28年度の実績>

利用世帯	6世帯
実利用者数	7人
延べ利用者数	42人

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	120人日	120人日
確保方策 (B)	—	—	—	1箇所	1箇所

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	100人日	120人日	120人日	150人日	150人日
確保方策 (B)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

平成27年度・28年度ともに利用実績が量の見込みを下回ったため、平成30年度以降の量の見込みについて平成29年度と同量へ下方修正を行いました。今後も利用者のニーズに合わせて適切に事業の推進を図ります。

5. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）

<事業の概要>

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。対象児童年齢…生後4か月までの乳児

<平成28年度の実績>

訪問件数 2,589件 93.4%

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	2,514人	2,432人
確保方策 (B)	実施体制：助産師、保健師、看護師等による家庭訪問 実施機関：健康づくり支援課				

【参考：改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	2,643人	2,564人	2,473人	2,394人	2,315人
確保方策 (B)	実施体制：助産師、保健師、看護師等による家庭訪問 実施機関：健康づくり支援課				

児童数推計の見直しにより、平成30年度以降の量の見込みを上方修正し、併せて適切に事業の実施を図ります。

6. 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

<事業の概要>

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の、養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。

<平成28年度の実績>

養育支援訪問対象者数 16人
養育支援ヘルパー派遣対象者数 13人
要保護児童等 455人

<量の見込みと確保方策>

■養育支援訪問事業【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	12人	12人
確保方策 (B)	関係機関からの情報収集等により養育支援が必要な家庭を把握し、専門相談員等が訪問します。専門相談員：4人				

【参考：改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	11人	11人	11人	11人	11人
確保方策 (B)	関係機関からの情報収集等により養育支援が必要な家庭を把握し、専門相談員等が訪問します。専門相談員：4人				

利用実績が量の見込みを上回ったため平成30年度以降の量の見込みについて実績に基づく上方修正を行い、併せて事業の推進を図ります。

■養育支援ヘルパー等派遣事業 (改定なし)

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	12人	12人	12人	12人	12人
確保方策 (B)	子どもの養育に支援が必要である家庭に対し、ヘルパー等を派遣し、育児家事支援を行います。				

利用実績が量の見込みと同量又は近似値のため平成30年度以降の量の見込みについて修正は行わず、今後も適切に事業の推進を図ります。

■要保護児童等 (改定なし)

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	540人	600人	660人	660人	660人
確保方策 (B)	児童相談所、警察署、病院等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、適切に要保護児童対策地域協議会において対応を検討します。				

利用実績が量の見込みを下回りましたが、今後もニーズが見込まれるため、平成30年度以降の量の見込みについて修正は行わず、今後も適切に事業の推進を図ります。

7. 地域子育て支援拠点事業

<事業の概要>

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業です。
対象児童年齢…0歳～概ね3歳未満

<平成28年度の実績>

子育て支援センター 1箇所
つどいの広場 22箇所

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	119,095人	126,240人
確保方策 (B)	—	—	—	119,095人	126,240人
実施施設数	—	—	—	24箇所	25箇所
(B) - (A)	—	—	—	0人	0人

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	93,251人	96,718人	100,265人	104,002人	108,105人
確保方策 (B)	90,905人	95,205人	99,505人	103,805人	108,105人
実施施設数	21箇所	22箇所	23箇所	24箇所	25箇所
(B) - (A)	-2,346人	-1,513人	-760人	-197人	0人

利用実績が量の見込みを上回ったため平成30年度以降の量の見込みについて実績に基づく上方修正を行い、併せて量の確保や施設の整備に努めます。

8. 一時預かり事業

幼稚園等における一時預かり・預かり保育事業

<事業の概要>

保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している園児等を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業です。対象児童年齢…主に3歳～5歳

<平成28年度の実績>

実施園数 29箇所
年間のべ利用児童数 132,045人日

<量の見込みと確保方策> (改定なし)

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定による一時的な利用	14,828人日	14,746人日	14,283人日	13,802人日	13,234人日
2号認定による一時的な利用	149,674人日	148,955人日	143,381人日	137,569人日	130,935人日
(A) 合計	164,502人日	163,701人日	157,664人日	151,371人日	144,169人日
(B) 確保量	164,502人日	163,701人日	157,664人日	151,371人日	144,169人日
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

利用実績が量の見込みを下回りましたが、今後もニーズが見込まれるため、平成30年度以降の量の見込みについて修正は行わず、今後も適切に量の確保に努めます。

保育所等における一時預かり・一時的保育事業

<事業の概要>

保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業です。対象児童年齢…0歳～5歳

<平成28年度の実績>

実施園数 21箇所
年間のべ利用児童数 10,941人日

<量の見込みと確保方策> (改定なし)

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	64,602人日	62,069人日	60,212人日	58,215人日	56,376人日
確保量 (B)	43,740人日	51,450人日	61,250人日	58,560人日	57,575人日
(B) - (A)	-20,862人日	-10,619人日	1,038人日	345人日	1,199人日

利用実績が量の見込みを下回りましたが、今後もニーズが見込まれるため、平成30年度以降の量の見込みについて修正は行わず、今後も適切に量の確保に努めます。

9. 病児保育事業等

<事業の概要>

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。また、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業に限る）は、病児保育室が満室の際や、利用時間外等に緊急対応が可能な事業です。対象児童年齢…小学校就学児まで

<平成28年度の実績>

実施箇所 5箇所
年間実利用児童数 1,497人日

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	1,650人日	1,670人日
(B) 病児保育事業	—	—	—	1,200人日	1,200人日
実施施設数	—	—	—	4箇所	4箇所
(B)ファミリー・サポート・センター事業	—	—	—	450人日	470人日
実施施設数	—	—	—	1箇所	1箇所
(B) - (A)	—	—	—	0人日	0人日

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
(B) 病児保育事業	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
実施施設数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
(B)ファミリー・サポート・センター事業	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
実施施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

利用実績が量の見込みを上回ったため、平成30年度以降の量の見込みについて上方修正を行い、併せて量の確保や施設の整備に努めます。

10. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

<事業の概要>

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。対象児童年齢…概ね0歳～小学6年生

<平成28年度の実績>

設置箇所数 1箇所 依頼提供会員 80人
依頼会員 1,488人 活動件数 (5歳児まで) 2,360件
提供会員 532人 (就学後) 6,408件

<量の見込みと確保方策>

■全体【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	9,190人日	9,620人日
確保方策 (B)	—	—	—	9,190人日	9,620人日
(B) - (A)	—	—	—	0人日	0人日

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	6,610人日	6,620人日	6,630人日	6,640人日	6,650人日
確保方策 (B)	6,610人日	6,620人日	6,630人日	6,640人日	6,650人日
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■5歳児まで【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	2,476人日	2,587人日
確保方策 (B)	—	—	—	2,476人日	2,587人日
(B) - (A)	—	—	—	0人日	0人日

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日
確保方策 (B)	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日	1,870人日
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■就学後【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	6,714人日	7,033人日
確保方策 (B)	—	—	—	6,714人日	7,033人日
(B) - (A)	—	—	—	0人日	0人日

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	4,740人日	4,750人日	4,760人日	4,770人日	4,780人日
確保方策 (B)	4,740人日	4,750人日	4,760人日	4,770人日	4,780人日
(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

利用実績が量の見込みを上回ったため平成30年度以降の量の見込みについて上方修正を行い、併せて量の確保に努め適正に事業の推進を図ります。

1.1. 妊婦健康診査

<事業の概要>

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業です。

<平成28年度の実績>

一般検診	14回
年間延べ利用回数	32,821人回

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	—	—	—	29,666人回	28,698人回
確保方策 (B)	—	—	—	2,514人	2,432人
確保方策 (B)	実施場所：川越市が委託する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24週～35週：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩：1週間に1回				

【参考:改定前】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (A)	30,255人回	29,181人回	28,249人回	27,317人回	26,444人回
確保方策 (B)	2,564人	2,473人	2,394人	2,315人	2,241人
確保方策 (B)	実施場所：川越市が委託する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～妊娠23週：4週間に1回 ②妊娠24週～35週：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩：1週間に1回				

児童数推計の見直しにより平成30年度以降の量の見込みを上方修正し、併せて適切に事業の実施を図ります。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<事業の概要>

幼稚園や保育所等の保育料については、国が定める水準を基に各市町村が利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、保護者から実費徴収を行うことが想定されます。本事業は、施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合には負担軽減を図るために助成を行う事業です。

<平成28年度の実績>

1号認定保護者延べ利用者数	実績なし
2号・3号認定保護者延べ利用者数	19人

<量の見込みと確保方策>【改定後】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(A)	—	—	—	55人	55人
確保方策(B)	—	—	—	55人	55人

【参考:改定前】

国の動向に応じ助成を行っていきます。

本事業については、平成28年度の利用実績に基づき平成30年度以降の量の見込みや確保方策について設定しました。今後は適切に事業の実施を図ります。

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<事業の概要>

待機児童解消促進化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

<平成28年度の実績>

事業実績なし

<量の見込みと確保方策>【改定なし】

【参考:改定前】

地域のニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を行っていきます。

量の見込みと確保量改定（一覧）

上段：量の見込み 下段（色付き）：確保量

		単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用者支援事業	改定後	箇所	—	—	—	3	3	
			—	—	—	3	3	
	改定前	箇所	1	1	1	1	1	
			0	1	1	1	1	
時間外保育事業（延長保育事業）	改定後	人	—	—	—	2,059	2,445	
			—	—	—	2,059	2,445	
	改定前	人	1,921	1,875	1,814	1,750	1,676	
			1,921	1,875	1,814	1,750	1,676	
放課後児童健全育成事業	低学年	改定後	—	—	—	2,133	2,135	
			—	—	—	2,784	2,919	
		改定前	人	1,802	1,819	1,823	1,834	1,820
				1,901	1,952	1,978	1,987	1,996
	高学年	改定後	人	—	—	—	617	665
				—	—	—	713	738
		改定前	人	652	652	660	671	672
				618	664	710	783	803
子育て短期支援事業	トワイライトステイ事業	改定後	人日	—	—	—	320	320
			箇所	—	—	—	1	1
		改定前	人日	190	190	190	190	190
			箇所	1	1	1	1	1
	ショートステイ事業	改定後	人日	—	—	—	120	120
				箇所	—	—	—	1
		改定前	人日	100	120	120	150	150
				箇所	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）	改定後	人	—	—	—	2,514	2,432	
			—	—	—	—	—	
	改定前	人	2,643	2,564	2,473	2,394	2,315	
			—	—	—	—	—	
養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	養育支援訪問事業	改定後	—	—	—	12	12	
			—	—	—	—	—	
		改定前	人	11	11	11	11	11
				—	—	—	—	—
	ヘルパー等派遣事業	改定後	人	—	—	—	12	12
				—	—	—	—	—
		改定前	人	12	12	12	12	12
				—	—	—	—	—
	要保護児童等	改定後	人	—	—	—	660	660
				—	—	—	—	—
		改定前	人	540	600	660	660	660
				—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点事業	改定後	人回	—	—	—	119,095	126,240	
			—	—	—	119,095	126,240	
	改定前	人回	93,251	96,718	100,265	104,002	108,105	
			90,905	95,205	99,505	103,805	108,105	
一時預かり事業	幼稚園等における一時預かり・預かり保育事業（2号認定による定期的な利用を含む）	改定後	人日	—	—	—	151,371	144,169
			—	—	—	151,371	144,169	
		改定前	人日	164,502	163,701	157,664	151,371	144,169
				164,502	163,701	157,664	151,371	144,169
	保育所等における一時預かり・一時的保育事業	改定後	人日	—	—	—	58,215	56,376
				—	—	—	58,560	57,575
		改定前	人日	64,602	62,069	60,212	58,215	56,376
				43,740	51,450	61,250	58,560	57,575
病児保育事業等	改定後	人日	—	—	—	1,650	1,670	
			—	—	—	1,650	1,670	
	改定前	人日	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
			1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	5歳児まで	改定後	箇所	—	—	—	2,476	2,587
				—	—	—	2,476	2,587
		改定前	箇所	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870
				1,870	1,870	1,870	1,870	1,870
	就学後	改定後	箇所	—	—	—	6,714	7,033
				—	—	—	6,714	7,033
		改定前	箇所	4,740	4,750	4,760	4,770	4,780
				4,740	4,750	4,760	4,770	4,780
妊婦健康診査	改定後	箇所	—	—	—	29,666	28,698	
			—	—	—	—	—	
	改定前	箇所	30,255	29,181	28,249	27,317	26,444	
			—	—	—	—	—	
実費徴収に係る補給付を行う事業	改定後	箇所	—	—	—	55	55	
			—	—	—	55	55	
	改定前	箇所	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	

第6章 子ども・子育て支援の取組・事業改定について

本計画の実効性をさらに高めるため、本計画策定時以降に実施された取組・事業及び計画期間内に実施が予定されている取組・事業について、新規事業として追加をします。また、本計画に掲載されている118事業について、目標事業量等の改定を行い、必要とされる事業量の確保を図ります。

新規事業については以下の13事業となります。

【基本目標1】

No.	事業名	事業概要	目標事業量	所管課
1	産後ケア事業	産後4か月未満の母子に対して、医療機関等 等 への宿泊 きせ により、心身のケアや育児サポート等の支援を実施する。	40件/年	健康づくり支援課
2	産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者が訪問や集団形式により相談支援を行う。	50件/年	健康づくり支援課
3	子育て世代包括支援センターの整備	子育て世代包括支援センター設置に関して、利用者支援事業を中心とした支援施策を行う施設の設置について検討する。	1箇所	こども政策課

【基本目標2】

4	送迎保育事業	通勤等で公共交通機関を利用する 多様化する保育需要に対応すると共に、通勤等による公共交通機関の利用者を中心とした子育て世代の利便性を高めるため、市内保育所に送迎を行う。平成33年度からの事業実施について検討する。	—	保育課
5	夜間保育事業	開所時間を11時間とし概ね夜10時までの夜間の保育を実施し、保育ニーズへの対応を図る。平成31年度からの事業実施について検討する。	平成31年度 1箇所（民間）	保育課
6	休日保育事業	休日の保育を平日と同様に実施し、保育ニーズへの対応を図る。	1箇所	保育課

【基本目標3】 該当無し

【基本目標4】

7	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎的な学力向上を図るほか、進路相談等に応じるため、無料の学習塾による支援を行う。	利用者数 80人/年	こども家庭課
8	こどもの発達支援巡回事業	市内の私立保育園等に通うこどもに対し、発達障害児など発達が”気になる”段階からこどもの早期支援を推進するための提供されるよう、発達障害の専門的な知識を有する者が市内の私立保育園等を保育所等の求めに応じて巡回し、保育士等に対して必要な助言・指導を行う。	—	障害者福祉課
9	放課後等デイサービスの利用促進	障害のある児童の放課後や夏休み等における居場所となる放課後等デイサービスの利用を促進する。	デイサービス 利用者数498人	保育課
10	特別支援教育の理解促進	小・中学校の児童及び保護者向けの啓発資料の作成や特別支援学級の授業公開を通して、特別支援教育や特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室についての理解と啓発を図る。	授業公開参加者数310人	教育センター
11	通常学級における支援の推進	通常学級に在籍するLD・ADHD・ASD等の児童生徒及び難聴・言語障害や発達障害・情緒障害の児童生徒に対し、自立支援サポーターや通教による指導・支援等を行う。	自立支援サポーター配置数38人	教育センター

【基本目標5】

12	多子世帯応援クーポン事業	第三子以降の育児の負担軽減を図るため、埼玉県事業と連携し、育児サービス等に利用できるクーポンを発行する。	—	こども政策課
13	第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業	第三子以降の子又は多胎児の産前産後に、家事又は育児の援助を行うヘルパーを無料で派遣することで多子世帯及び多胎児の妊娠出産期における母親の負担軽減を図る。	—	こども家庭課

第7章 資料編

○改定体制及び経過

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

(川越市子ども・子育て会議)

①開催状況

川越市子ども・子育て支援事業計画の中間年改定及び川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況等について審議を行いました。

第1回 平成29年7月13日開催

- ・川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（川越市子ども・子育て会議）及び川越市子ども・子育て支援事業計画の概要について
- ・子ども・子育て支援施策の実施状況等について
- ・平成30年度に新制度へ移行する施設について
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて

第2回 平成29年8月25日開催

- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画平成28年度達成状況について

第3回 平成29年10月2日開催

- ・川越市子ども・子育て支援事業計画見直しについて
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定（素案）について
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画平成28年度達成状況について
- ・施設整備の状況について

第4回 平成29年11月10日開催

- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定について
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画平成28年度達成状況について

第5回 平成30年1月31日開催

- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定について
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画平成28年度達成状況について
- ・施設整備の状況について
- ・次期事業計画策定に係るニーズ調査について

(2) 川越市子ども・子育て支援推進委員会

①開催状況

本計画の中間年改定に関し、庁内の関係課長等で構成する「川越市子ども・子育て支援推進委員会」において、全庁的な体制の下で検討を行いました。

第1回 平成29年8月17日開催

- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直しの概要について
- ・既存事業の目標量等の変更について
- ・新規事業の追加について

第2回 平成29年10月25日開催

- ・既存事業の目標量等の変更及び新規事業の追加について
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定（素案）について

第3回 平成30年1月25日開催

- ・パブリックコメントへの対応について
- ・川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定版（案）について

(3) 意見公募（パブリックコメント）

川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定にあたり、素案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

①募集期間 平成29年11月22日から平成29年12月22日まで

- ②対象者
- ・市内に住所を有する者
 - ・市内の事業所又は学校等に在勤・在学する者
 - ・利害関係者

③意見数 2名20件

④意見要旨

意見の要旨	意見数	関連頁
子どもの貧困対策に関すること	4	改 P3
時間外保育事業に関すること	1	改 P9
子育て短期支援事業に関すること	1	改 P10
養育支援訪問事業に関すること	1	改 P11
送迎保育事業に関すること	2	改 P18
夜間保育事業に関すること	1	改 P18
休日保育事業に関すること	1	改 P18
ひとり親家庭等学習支援事業に関すること	1	改 P18
こどもの発達支援巡回事業に関すること	1	改 P18
放課後デイサービスの利用促進事業に関すること	1	改 P18

特別支援教育の理解促進事業に関すること	1	改 P18
多子世帯応援クーポン事業に関すること	1	改 P18
第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業に関すること	1	改 P18
ひとり親の自立支援事業に関すること	1	改 P18
ワークライフバランスの推進・啓発に関すること	1	現 P76
放課後子供教室事業に関すること	1	現 P79

※関連頁 現・・・現行計画、改・・・改定計画

川越市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

【中間年改定版】

平成30年3月

発 行 川越市

編 集 川越市こども未来部こども政策課
〒350-8601

埼玉県川越市元町1-3-1

TEL : 049-224-8811(大代表)

FAX : 049-223-8786

E-mail : kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp

川越市子ども・子育て支援事業計画改定版(案) 修正前後表

	修正前(改定素案)	修正後(改定版 案)
1	表紙 【中間年改定 素案】 平成 年 月 平成29年11月現在	表紙 平成27年度～平成31年度 (追加) 【中間年改定版(案)】 平成30年3月 ---- (削除)
2	目次 第2章 3. 貧困対策の方向性 第3章 児童数の将来予測改定について 第5章 量の見込みと確保量改定(一覧) 第6章 子ども・子育て支援の取組・事業改定について	目次 第2章 3. 対策の方向性 第3章 児童数の将来予測改定 第5章 量の見込みと確保量改定(一覧)17 第6章 子ども・子育て支援の取組・事業改定 第7章 資料編19 (追加)
3	P1 第1章 計画改定にあたって 2. 改定期間 (2行目)	P1 第1章 計画改定にあたって 2. 改定期間 ※平成31年(2019年)5月より、新元号が施行される 予定です。(追加)
4	P2 第2章子どもの貧困対策について 1. 子どもの貧困とは 表10 (平成28年度「国民生活基礎調査」より) ※子どもの貧困率・・17歳以下の子供に占める、貧困 線(等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数 の平方根で割って算出)の中央値の半分未満の [以 下略]	P2 第2章子どもの貧困対策について 1. 子どもの貧困とは 表10 (平成28年度厚生労働省「国民生活基礎調査」より) ※子どもの貧困率・・17歳以下の子供に占める、貧困 線((等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人 数の平方根で割って算出)の中央値の半分))未満の [以下略]
5	P3 3. 貧困対策の方向性	P3 3. 対策の方向性
6	P4 第3章 児童数の将来予測改定について	P4 第3章 児童数の将来予測改定
7	P6～7 第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策改定 表【改定後】	P6～7 第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策改定 表【改定後】(全面改定)

8	<p>P9</p> <p>第5章 2. 時間外保育事業(延長保育事業) ＜量の見込みと確保方策＞【改定後】 表中 量の見込み(A) 30年度 1,848人 31年度 1,798人 確保方策(B) 30年度 1,848人 31年度 1,798人</p> <p>下段 児童推計の見直しにより保育所等の整備の拡充に併せ、[以下略]</p>	<p>P9</p> <p>第5章 2. 時間外保育事業(延長保育事業) ＜量の見込みと確保方策＞【改定後】 表中 量の見込み(A) 30年度 2,059人 31年度 2,445人 確保方策(B) 30年度 2,059人 31年度 2,445人</p> <p>下段 保育所等の整備の拡充に併せ、[以下略]</p>
9		<p>P17</p> <p>量の見込みと確保量改定(一覧) 表中 改定後 30年度 2,059 31年度 2,445 改定前 30年度 2,059 31年度 2,445</p>
10	<p>P18</p> <p>第6章 子ども・子育て支援の取組・事業改定について</p>	<p>P18</p> <p>第6章 子ども・子育て支援の取組・事業改定</p>
11	<p>P18</p> <p>第6章 基本目標1 1 産後ケア事業 産後4か月未満の母子に対して、医療機関等に宿泊させ、[以下略]</p>	<p>P18</p> <p>第6章 基本目標1 1 産後ケア事業 産後4か月未満の母子に対して、医療機関等への宿泊により、[以下略]</p>
12	<p>P18</p> <p>第6章 基本目標2 4 送迎保育事業 通勤等で公共交通機関を利用する子育て世代の利便性を高めるため、市内保育所に送迎を行う。平成33年度からの事業実施について検討する。</p>	<p>P18</p> <p>第6章 基本目標2 4 送迎保育事業 多様化する保育需要に対応すると共に、通勤等による公共交通機関の利用者を中心とした子育て世代の利便性を高めるため、市内保育所に送迎を行う。平成33年度からの事業実施について検討する。</p>
13	<p>P18</p> <p>第6章 基本目標4 8 こどもの発達支援巡回事業 発達障害児など発達が気になる子どもへの早期支援を推進するため、発達障害の専門的な知識を有する者が市内の私立保育園等を巡回し、保育士等に対して助言・指導を行う。</p>	<p>P18</p> <p>第6章 基本目標4 8 こどもの発達支援巡回事業 市内の私立保育園等に通う子どもに対し、発達が“気になる”段階から早期支援が提供されるよう、発達障害の専門的な知識を有する者が保育所等の求めに応じて巡回し、保育士等に対して必要な助言・指導を行う。</p>
14	----	<p>P19～21 (追加)</p> <p>第7章(全文)</p>
15	----	<p>裏表紙(追加)</p>